



平成 27 年 6 月 29 日
主 税 局

「地方税の賦課事務（不動産取得税）に係る特定個人情報保護評価書（案）」に関する意見募集の実施について

平成 25 年 5 月 31 日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下、「番号法」という。）による社会保障・税番号制度導入に伴い、東京都の地方税の賦課事務（不動産取得税）において、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル（以下、「特定個人情報ファイル」という。）を保有するためのシステム改修を行います。

番号法では、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）を公示し、広く住民その他の者の意見を求めることとされています。

つきましては、この度、地方税の賦課事務（不動産取得税）に係る特定個人情報保護評価書を実施し、特定個人情報保護評価書（案）を作成しました。

本評価書（案）について、広く皆様からのご意見を募集します。

記

1 資料入手方法

- (1) 東京都主税局ホームページからダウンロード
特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）【PDF 形式：700KB】
- (2) 窓口での閲覧
東京都庁第一本庁舎 3 階北側都民情報ルーム
(東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 3 階北側)

2 ご意見の募集

- (1) 募集内容
地方税の賦課事務（不動産取得税）に係る特定個人情報保護評価書（案）に関する
こと
- (2) 募集期間
平成 27 年 6 月 29 日（月）から同年 7 月 29 日（水）まで（必着）

(3) 募集方法

ア 郵送の場合

別紙「意見提出用紙」【PDF形式：65KB／Word形式：23KB】をご記載のうえ、以下の郵送先へご郵送ください。

<郵送先>

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 20 階中央
東京都主税局資産税部固定資産税課電算指導係

イ 電子メールの場合

電子メール本文に必要事項をご記載のうえ、以下の電子メール送付先へご送付ください。Word 等の電子ファイルの添付はご遠慮ください。

<電子メール送付先>

S0000124@section.metro.tokyo.jp

(最初の「S」の後ろの「0000124」は、すべて数字です。)

東京都主税局資産税部固定資産税課電算指導係

※ 必ず件名に「地方税の賦課事務（不動産取得税）に係る特定個人情報保護評価書（案）への意見」と記載してください。

ウ ファクシミリの場合

別紙「意見提出用紙」【PDF形式：65KB／Word形式：23KB】をご記載のうえ、以下のファクシミリ送付先へご送付ください。

<ファクシミリ送付先>

03-5388-1306

東京都主税局資産税部固定資産税課電算指導係

(4) 記載事項

以下の必要事項について記載してください。

特に電子メールによる場合には、記載漏れのないようお願いします。

<必要事項>

- ①評価書名 ②意見募集期間 ③氏名（名称） ④住所（所在地）
⑤ご意見【該当箇所・意見内容・理由】

(5) 留意事項

- ・ ご意見は日本語で記載してください。
- ・ 氏名（名称）及び住所（所在地）は、必ず明記してください。
- ・ 電話によるご意見の受け付けは行いません。
- ・ お寄せいただいたご意見は、氏名（名称）、住所（所在地）等を除き公表する場合があります。
- ・ 個別回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。

3 参考資料

- [行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律](#)（内閣官房ホームページ）
- [特定個人情報保護評価に関する規則](#)（特定個人情報保護委員会ホームページ）
- [特定個人情報保護評価指針](#)（特定個人情報保護委員会ホームページ）
- [特定個人情報保護評価について（概要版）](#)（特定個人情報保護委員会ホームページ）

4 参考ウェブサイト

- [社会保障・税番号制度](#)（内閣官房ホームページ）
- [特定個人情報保護評価](#)（特定個人情報保護委員会ホームページ）

<問合せ先>

東京都主税局資産税部固定資産税課

電 話：03-5388-3008

ファクシミリ：03-5388-1306

電子メール：S0000124@section.metro.tokyo.jp